

令和 2 年度

熊野町農業委員会
議事録

第 8 回

熊野町農業委員会

令和2年度第8回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年10月20日（火）午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員 9人

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員 委員 6番 木原 哲男

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
委員	世良 正喜

6. 議事録署名委員（2人）

委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
主査	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和2年度第8回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。7番 橋川委員、8番 空田委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第21号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 農地を耕作目的で売買する場合や、賃貸借等をする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要とされております。 申請地は、県道瀬野呉線で東公民館を基準にすると、約1キロほど安芸区阿戸方面に向かったあたり、深原地区公園入口を基準にすると、約100m程度進んだ場所あたりを右折し深原方面へ進み、「新宮南橋」のそばの田2筆でございまして、この付近には、〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇などがございます。 申請地と譲り受け人が所有する農地は隣接しており、譲り受け人が経営規模拡大のため、受けようとされるものです。 譲り受け人の農機具の保有状況から、耕作能力に問題はないと考えられます。 農作業は、現在、年間150日と常時従事されており、取得後も従事されるということです。 下限面積については、本町の下限面積1000㎡を超える農地を耕作されており、要件を満たしておられます。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。

	以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件に関して、１０月３日、事務局と現地を確認してまいりました。 事務局が説明されたように２筆の田ですが、２面が接していまして、耕作する上では、一体として管理できる位置関係にあります。 高低差が約５０センチメートルありますが、このくらいなら十分耕作できると思います。 その田を作るに際しても私なりに考えてみましたが、水を管理する上でも３枚の田を移動することなく、すぐ見られる便利がよくなるため、この件に関しましては、何ら問題になることはないと考えました。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	こちらは、周辺は全部田ですか。
佛圓委員	はい、田です。
原委員	全部耕作しているのですか。
佛圓委員	そうです。
議長	その他に何かないですか。 質問がないようですので、お諮りします。 議案第２１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第２１号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第２２号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

	申請地は、さきほどの議案第 2 1 号の田から深原川沿いに数十メートル南方向、深原方面へ進んだ譲り受け人である〇〇〇〇〇さん宅の向かいの田 1 筆でございます。 申請地と譲り受け人が所有する農地は隣接しており、譲り受け人が経営規模拡大のため、受け入れようとされるものです。 譲り受け人の農機具の保有状況から、耕作能力に問題はないと考えられます。 農作業は、現在、年間 1 5 0 日と常時従事されており、取得後も従事されるということです。 下限面積については、本町の下限面積 1 0 0 0 m²を超える農地を耕作されており、要件を満たしておられます。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件につきましても、いま説明がありましたように問題になるようなことはございません。 ただし、こちらは段差がほとんどなく、ほぼ同じレベルです。強いていえば 3 0 センチくらいの段差があるくらいで、このくらいなら改良工事がかさ上げをすれば一枚が大きくなります。田が小さいため、これを大きくすれば仕事がしやすくなると思います。 従いまして、こちらについても問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 2 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

	異議なしと認めます。 よって、議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、議案第２３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第２３号の農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、東公民館を基準にすると約１００mほど西側で、現在東部地域防災センター予定地の隣接地にあたる 田１筆 でございます。 転用目的としましては、町道 三村岡隠田線避難路整備工事を実施するために必要な現場事務所設置に伴う一時転用の案件となります。 転用期間は、令和２年１１月２日から令和３年９月３０日までとなっており、避難路整備工事終了後は、速やかに農地へ復元される見込みです。 申請書に添付されている被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。 また、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	ただいまの事務局から説明について、仮設の工事事務所を作ることに問題は無いと思います。ただ、周囲に住宅があるため、衛生面等はどうされるのかなど。衛生面については、農業委員会が関係するのか衛生関係の部門の所掌になるのかわかりませんが、事務所であればトイレもいるでしょうし、水も出るようにしなければならないでしょうから、水があれば排水の処理も必要でしょうし、そこらへんを計画書で書いて出して頂かないと、後になって周囲から垂れ流しにして問題が起これなければ良いがなあという懸念がありました。 以上です。

事務局	申請者が提出している被害防除措置計画書の内容で申し上げると排水計画という項目があり、その汚水・生活雑排水処理につきましては、汚水等は発生しないと記載があります。 その他、衛生面ということで周囲の住宅に与える影響については、この事務所が設置されることによって発生するというより、隣接する東部地域防災センターが建設されることによる周囲に与える影響が大きいと言えるのではないかと思います。
議長	農業委員会として整理しておかねばならないことは、今の汚水の問題が出ましたが、簡易トイレとかはないのですか。
事務局	申請の計画には入ってないです。
議長	簡易トイレは入ってないのですね。では、汚水の処理はどうなるのですか。
事務局	農業委員会としては、農地法上の審議になると思います。 そこになると別件として、仮設トイレであれば生活環境課が主体となりますし、農地法上では基本問題にはならないのではないかと思います。
議長	いまの話では、現状回復するわけですよね。現状回復できる状況になっておれば良いのだと思いますが。
佛圓委員	それは、十分出来ると思います。 仮設で1年くらいのものであれば、プレハブの事務所を作ってもブロックを敷設しても、撤去してしまえば農業をすることに問題は無いと思います。
議長	現状回復は可能ですよね。汚水処理とか衛生面で農業委員会が議論をすることは無いということで良いですよね。
事務局	そうですね。許可申請書でしか判断できないので、申請には汚水は発生しないと相手方が提出しているので、その申請どおりで取り扱うしかないと思います。
議長	農業委員会としては、現状回復は可能ですよと整理が出来さえすれば良いのでしょうか。
事務局	そうですね。一時転用ですから。

議長	衛生面とかは、農業委員会から離れると思うのですが、それで良いですかね。
事務局	よろしいかと思います。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第２３号「農地法第４条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第２３号「農地法第４条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第４ 議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第２４号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、町道 城之堀線を安芸区方面、東部方面へ進み、緑翠園団地入口の手前約５０ｍを山側の北部農道方面へ左折し１００ｍ程度進んだ一角の田３筆でございます。 転用目的としましては、２棟の宅地と資材置き場を設置するための農地転用の案件となります。 申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 なお、本日ご承認を頂いたとしても県の建築許可案件となるため、県側の審査手続きが終わった段階で同時許可をすることとなります。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。

	世良委員、お願いします。
世良委員	先日、事務局と見てまいりました。 場所は、城之堀の稻荷の谷で、〇〇〇〇〇で道路沿いです。 〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇へ譲渡されます。 現在休耕中で今後も耕作の予定は無いとのことです。 建物２棟と〇〇〇〇〇の資材置場となる予定です。 境界は、道路沿いではっきりしており、水路もしっかりしたものがあり、周辺の農地への日照や通風に影響は無いように思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第４ 報告第１１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第１１号について、ご報告いたします。 本件につきましては、この１ヶ月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第３条の規定による届出が１件ありましたことを、ご報告します。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 次回の農業委員会は１１月２０日（金）午前９時から開催予定です。 議案については１１月９日以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和２年度第８回熊野町農業委員会を閉会します。